日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則

目次

第一章　投票人名簿
第二章　在外投票人名簿
第三章　投票所における投票
第四章　期日前投票及び不在者投票
第五章　在外投票
第六章　開票並びに国民投票会及び国民投票分会

第一章　投票人名簿

（投票人名簿の様式等）

第一条　投票人名簿（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「法」という。）第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2　法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿は、当該投票人名簿に記録されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならない。

3　磁気ディスクをもって調製する投票人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号。以下「令」という。）第十一条で読み替えて準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十九条第一項に規定する投票人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4　投票人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する投票人名簿に記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

（縦覧に供する書面の様式）

第二条　法第二十四条第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第三号様式に準じて調製しなければならない。

（投票人名簿登録証明書の交付の申請等）

第三条　令第十条第一項の規定による投票人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳又は船員であることを証する書面を添えて、文書でしなければならない。

2　前項の文書は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。

3　投票人名簿登録証明書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

第二章　在外投票人名簿

（在外投票人名簿の様式等）

第四条　在外投票人名簿（法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

2　法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿は、当該在外投票人名簿に記録されている事項を記載した書類を別記第六号様式に準じて調製できるものでなければならない。

3　磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び令第三十二条において準用する公職選挙法施行令第十九条第一項に規定する在外投票人名簿記載書類は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

4　在外投票人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿に記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第七号様式に準じて調製しなければならない。

（縦覧に供する書面の様式）

第五条　法第三十八条第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第八号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人名簿登録申請書の様式等）

第六条　法第三十六条第一項の規定による在外投票人名簿の登録の申請書（以下この章において「在外投票人名簿登録申請書」という。）は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

2　在外投票人名簿登録申請者は、法第三十七条第三項に規定する在外投票人証、令第百一条第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書（第十三条第二項において「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外投票人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）第十二条の規定により提出された同規則別記第十四号様式による在留届（次条第一項及び第十四条第三項第二号において単に「在留届」という。）の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所（第十二条第二項第二号及び第十四条第三項第二号において「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下この章において「住所以外の送付先」という。）において受け取ろうとする場合においては、在外投票人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

（同居家族等を通じて行う旅券等の提示）

第七条　令第十五条第一項に規定する総務省令で定める者は、在外投票人名簿登録申請者に係る在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者で、当該在外投票人名簿登録申請者以外の者（日本国籍を有する者に限る。次項において「同居家族」という。）とする。

2　在外投票人名簿登録申請者が、令第十五条第一項の規定により同居家族等を通じて旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納したことその他特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であって次条に定める書類に限る。次項において「旅券等」という。）を提示しようとする場合においては、当該在外投票人名簿登録申請者が署名をした別記第十号様式による申出書を領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第九条を除き、以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

3　前項の規定により在外投票人名簿登録申請者の旅券等を提示した者は、領事官に対して自らの旅券を提示しなければならない。

（在外投票人名簿の登録のときに提示する書類）

第八条　令第十五条第一項に規定する総務省令で定める書類は、在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であって、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一　日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であって、当該在外投票人名簿登録申請者の写真をはり付けてあるもの

二　在外投票人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一つのもの及びロに掲げる書類のいずれか二つのもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二つのもの

イ　前号に定めるもののほか、日本国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）

ロ　日本国又は居住国の政府又は地方公共団体以外の者が交付した書類であって、当該在外投票人名簿登録申請者の写真をはり付けてあるもの

2　在外投票人名簿登録申請者が旅券又は前項各号に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、領事官は、これらの書類に代えて当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第九条　令第十五条第二項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日（国外に住所を有することとなった日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日をいう。以下この条において同じ。）以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。